



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
11 月 27 日
第 4504 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

| | |
|---|---|
| ○ 規 則 | |
| ※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築課) | 1 |
| ○ 告 示 | |
| 解除予定保安林の通知 (森林保全課) | 1 |
| 生活保護法による施術担当機関の指定 (健康福祉政策課) | 2 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律による施術担当機関の指定 (健康福祉政策課) | 2 |
| ○ 公 告 | |
| 県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (耕地課、農村振興課) | 2 |
| 公共測量実施公告 (監理課) | 3 |
| ○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告 | |
| 土地改良区役員退任および就任公告 (湖東) | 3 |
| ○ 警 察 本 部 公 告 | |
| 平成30年度滋賀県警察育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員採用候補者登録試験 実施公告 (警務課) | 3 |

規 則

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第55号

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築基準法等施行細則 (平成 6 年滋賀県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項中「第13項」を「第14項」に改める。

第25条第27号中「第135条の12第 2 項」を「第135条の12第 4 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第492号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 高島市今津町北生見字古野78- 2 (国有林)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

滋賀県告示第493号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

平成30年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|------------------|------------------|-----------|
| 井上 豊一 | KE i ROW彦根ステーション | 彦根市中央町3-12CGビル1階 | 平成30.9.19 |
| 井上 はつ子 | KE i ROW彦根ステーション | 彦根市中央町3-12CGビル1階 | 平成30.9.19 |

滋賀県告示第494号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、法による医療支援給付のための施術担当機関として、次のものを指定した。

平成30年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|------------------|------------------|-----------|
| 井上 豊一 | KE i ROW彦根ステーション | 彦根市中央町3-12CGビル1階 | 平成30.9.19 |
| 井上 はつ子 | KE i ROW彦根ステーション | 彦根市中央町3-12CGビル1階 | 平成30.9.19 |

公 告**県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告**

県営犬上南部地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営犬上南部地区土地改良事業の計画の概要
- 縦覧期間 平成30年11月27日から平成30年12月26日まで
- 縦覧場所 彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課および甲良町産業課
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 縦覧期間満了の日
 - 提出先 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課 〒522-0071 彦根市元町4番1号

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営安食川地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営安食川地区土地改良事業の計画の概要

- 2 縦覧期間 平成30年11月27日から平成30年12月26日まで
- 3 縦覧場所 彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課および甲良町産業課
- 4 意見書の提出の方法等
- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (3) 意見書の提出期限および提出先
- ア 提出期限 縦覧期間満了の日
- イ 提出先 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課 〒522-0071 彦根市元町4番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の実施について次のとおり通知があつた。

平成30年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の期間 平成30年12月1日から平成31年3月28日まで

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、豊郷町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があつた。

平成30年11月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 中 籾 勝 久

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------|--------------------|
| 理 事 | 前 田 広 幸 | 犬上郡豊郷町大字四十九院374番地4 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------|-------------------|
| 理 事 | 北 川 和 利 | 犬上郡豊郷町大字安食南403番地3 |

警 察 本 部 公 告

平成30年度滋賀県警察育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員採用候補者登録試験実施公告

平成30年度滋賀県警察育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり行います。

平成30年11月27日

滋賀県警察本部長 鎌 田 徹 郎

- 1 試験区分および登録予定人員 警察事務 10人程度
- 2 受験資格
- (1) 年齢 平成13年4月1日以前に生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 日本国籍を有しない者
- イ 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す

る政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

カ 現に滋賀県警察育休代替任期付職員等採用候補者登録名簿(以下「採用候補者登録名簿」という。)に登録されている者

3 採用候補者登録試験

(1) 日時および場所

第1次試験(教養試験)

日時 平成31年1月20日(日)午前10時から正午頃まで(受付時間 午前9時から午前9時40分まで)

場所 滋賀県警察本部(大津市打出浜1番10号)

第2次試験(口述試験)

日時 平成31年2月20日(水)午前9時から正午頃まで(集合時間 午前8時30分)

場所 滋賀県警察本部(大津市打出浜1番10号)

※ 第2次試験は、第1次試験の合格者についてのみ行います。

(2) 方法

ア 第1次試験(教養試験) 高校卒業程度で、択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。

イ 第2次試験(口述試験) 集団討論による試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

※ 筆記用具(HBの鉛筆等と消しゴム)を持参してください。

(3) 結果発表

ア 第1次試験の結果は、平成31年2月上旬に合格者宛て通知します。

イ 第2次試験の結果は、平成31年3月上旬に受験者宛て通知します。

4 受験申込手続および受付期間

(1) 受験案内および受験申込書の請求 受験案内および受験申込書は、滋賀県警察本部警務部警務課採用係に請求してください。また、県内の警察署でも交付します。

※ 郵便はがきの裏面に「採用候補者登録試験受験案内請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県警察本部警務部警務課採用係宛てに送付してください。また、電話による請求も受け付けます。

(2) 受験申込先 受験申込書に必要な事項を記入し、滋賀県警察本部警務部警務課採用係へ提出してください。

※ 県内の警察署での受付は行いません。

(3) 受験申込みの受付期間

ア 持参による場合 平成30年11月29日(木)から同年12月21日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)に受け付けます。

イ 郵送による場合 平成30年11月29日(木)から同年12月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

なお、必ず特定記録郵便または簡易書留により送付してください。

5 採用候補者登録試験合格後採用されるまで

(1) 採用候補者登録試験の合格者は、採用候補者登録名簿に登録されます。また、滋賀県警察職員(警察事務に限る。以下同じ。)の育児休業または配偶者同行休業の状況により、希望勤務地等を考慮のうえ選抜された方に、滋賀県人事委員会が実施する選考を受けていただき、合格後、採用されます。

(2) 選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、該当者に対して文書でお知らせします。

(3) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までです。

(4) 当初の任期終了後も、平成34年3月31日までの間は、再度採用される場合があります。

6 勤務の条件

(1) 任期 育児休業または配偶者同行休業をする職員の育児休業等期間を任用の期間の限度として、任期を定めて採用します(おおむね10か月以上3年未満)。

(2) 勤務先および職務内容 滋賀県警察本部または県内警察署等で警察事務に従事します。

(3) 給与等 給与は、月額162,862円(高校卒、地域手当含む。)で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、平成30年4月1日現在のものです。

7 その他

(1) 育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員への採用は、滋賀県警察職員(任期の定めのないも

の)への採用とは無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

(2) 育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、勤務している所属の改廃があった場合等は人事異動する場合があります。

8 問合せ先 この採用候補者登録試験についての問合せは、滋賀県警察本部警務部警務課採用係（〒520-8501 大津市打出浜 1 番10号 フリーダイヤル 0120-204-314）にしてください。

